

## 秋田港国際コンテナ利用促進奨励金交付要綱

〔平成28年 3月28日〕  
市長 決 裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、秋田港の利用促進および本市の貿易の振興に資するため、市長が行う奨励措置のうち、秋田港国際コンテナ利用促進奨励金（以下「奨励金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 国際定期コンテナ航路 秋田港と他国の間で、月1回以上の頻度で運航するもの（月1回以上の頻度で運航しようとするため、試験的に運航するものを含む。）をいう。
- (2) 荷主 秋田港においてコンテナ貨物1本を満たして積込み又は荷揚げを行う者のうち、船荷証券に荷送人又は荷受人として記載のある者をいう。ただし、混載荷主は除く。

(奨励金の対象事業)

第3条 奨励金の対象となる事業（以下「奨励事業」という。）は、秋田港において国際定期コンテナ航路を利用する事業とする。

2 奨励事業の対象となるコンテナは、奨励金交付決定日の属する年度内に秋田港で船に積込み又は荷揚げされるコンテナとする。

(奨励金の対象経費)

第4条 奨励金の対象となる経費は、次に掲げる経費とする。ただし、市、県又は国が定める他の奨励金の交付を受けているものは除く。

- (1) 陸上運送費用（コンテナ運搬料）
- (2) 海上運賃
- (3) コンテナヤードにおけるコンテナ取扱い作業費用

- (4) 船荷証券作成費用
- (5) バンニングおよびデバンニング費用
- (6) 梱包作業費用

(奨励金の対象期間)

第5条 この奨励金の対象期間は4月1日から翌年3月10日までとする。

(奨励金の交付対象者)

第6条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 秋田市内に本社又は本部があり、製造、営業等の事業を行っている企業、事業組合等であること。
- (2) 奨励金の対象期間内に国際定期コンテナ航路を利用する荷主であること。
- (3) 秋田港国際コンテナ貨物利用計画が、奨励金の対象期間内において50TEU未満であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号および同条第2項各号のいずれにも該当しない法人等（同項各号のいずれかに該当する法人等であつて、その事実があった後2年を経過したもの（その事実があった後2年を経過したものを代理人、支配人その他の使用人として使用する法人等を含む。）を含む。）であること。
- (5) 申請の日において本市の指名停止措置を受けていない法人等であること。
- (6) 申請の日において破産手続、再生手続又は更正手続が開始されていない法人等であること。
- (7) 秋田市暴力団排除条例（平成24年秋田市条例第10号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有しない法人等であること。
- (8) 市税に滞納がない法人等であること。

(奨励金の額等)

第7条 奨励金は、予算の範囲内において次に定める額を交付するものとする。

コンテナの種類	1 T E U当たりの額	1 事業者当たりの限度
ドライコンテナ	5 万円	5 T E Uまで
リーファーコンテナ	7 万円	

2 奨励金の額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

(奨励金の交付申請)

第8条 申請者は、奨励金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書(様式第2号)
- (2) 奨励事業に関する船荷証券
- (3) 法人登記事項証明書(全部事項証明書)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 申請者は、前項の奨励金の交付申請をするに当たって、当該奨励金に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る仕入控除税額(奨励金対象経費に含まれる消費税等のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額および当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(奨励金の交付の決定等)

第9条 市長は、前条の奨励金の交付申請があったときは、申請の日から30日以内に奨励金の交付の可否を決定し、その旨を奨励金交付決定通知書(様式第3号)又は奨励金不交付決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

2 奨励金交付決定通知を受けた者(以下、「奨励事業者」という。)は、奨励金の支払いを受けようとするときは、請求書(様式第5号)により

行うものとする。

- 3 市長は、奨励事業者より前項の規定による請求があったときは、速やかに奨励金を交付するものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う奨励金の返還)

第10条 奨励事業者は、奨励事業の完了後に、消費税等の申告により奨励金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前項の報告があったときは、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- 3 前項の消費税等仕入控除税額の返還期限は、当該命令があった日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納にかかる金額に対して秋田市諸収入金の延滞金の徴収に関する条例（昭和26年秋田市条例第21号）第4条の規定により算定した延滞金を徴するものとする。

(奨励金の交付の取消し等)

第11条 市長は、奨励事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、奨励金の交付決定の全部又は一部を取り消し、その取消しに係る部分について既に奨励金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 奨励金の交付後、第6条の要件を満たさないことが判明したとき。
- (2) 提出された書類の記載事項が虚偽であると認められるとき。
- (3) 奨励事業の施行方法が不適正であると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

(調査等)

第12条 市長は、奨励金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、奨励事業者に報告をさせ、又は職員に帳簿書類その他の物件を調査させることができる。

(帳簿等の保存期間)

第13条 奨励金の交付を受けた者は、事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、事業完了後5年間保管しておかなければならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。